

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
旭硝子株式会社
- 2 債 権 の 内 容 大阪市企業・大学等立地促進助成制度に基づく助成金の返還  
に係る加算金債権
- 3 放棄する債権の額 金462,168,059円
- 4 放 棄 の 理 由 助成対象事業の廃止の経緯について債務者の責めに帰するこ  
とができない事由が含まれていること、事業の廃止までの間  
に助成の目的が一定の程度達成されたこと等により、やむを  
得ない事情があると認められるため

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

旭硝子株式会社に対する大阪市企業・大学等立地促進助成制度に基づく助成金の返還に係る加算金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。